

平成 2 2 年 9 月 2 2 日

平成 2 2 年第 3 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成22年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成22年9月22日(水)午前10時15分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	11番	辻 下 文 信
12番	辻 下 正 純	13番	豊 国 秀 行	14番	小 川 日出夫
15番	竹 内 邦 博				

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 32名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当理事	中 村 光 延
企 画 部 長	笠 間 光 弘	総 括 理 事	白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長	芦 田 貴志雄	都 市 整 備 部 長	松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 谷 清	企 画 部 理 事 兼人権推進課長	谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長	南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長	岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事	入 口 博 行	都 市 整 備 部 上下水道担当理事	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事	淵 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長	中 田 道 徳
総 務 部 危 機 管 理 監 兼危機管理課長	亀 崎 義 夫	総 務 部 財 政 課 長	四 至 本 直 秀

企画部秘書人事課長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局副理事 大 山 鐵 男

議事日程

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------------|
| 日程 1 | 議案第82号 | 平成21年度岬町水道事業会計決算の訂正の件 |
| 日程 2 | | 三常任委員長報告 |
| 日程 3 | 議案第83号 | 工事請負契約中変更の件（多奈川小学校普通教室棟及び体育館耐震補強工事） |
| 日程 4 | 議案第84号 | 工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-6）） |
| 日程 5 | 議員提出議案第3号 | 岬町議会議員定数条例の一部を改正する件 |

(午前10時15分 開議)

○竹内邦博副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第3回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時15分です。

本日の出席議員は13名です。欠席議員は1名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより会議を開きます。

○竹内邦博副議長 日程1、「議案第82号 平成21年度岬町水道事業会計決算の訂正の件」を議題とします。

岬町長、田代 堯君からお願いいたします。

○田代町長 それでは、日程1、「議案第82号 平成21年度岬町水道事業会計決算の訂正の件」について説明いたします。

平成22年9月1日提出いたしました平成21年度岬町水道事業会計決算認定に当たり、岬町水道事業会計決算書に一部重複及び一部欠落があったため、岬町議会会議規則第20条の規定により訂正請求するものであります。

常々、職員に住民の対応には誠実に、仕事には緊張感を持って仕事をこなすよう指導、教育しているところですが、さらなる指導徹底を図ってまいりたいと存じます。よろしくご審議の上、許可していただきたくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○竹内邦博副議長 お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第82号 平成21年度岬町水道事業会計決算の訂正の件」を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、「議案第82号 平成21年度岬町水道事業会計決算の訂正の件」を許可することに決定しました。

○竹内邦博副議長 日程2、「三常任委員長報告」を行います。

過日、9月2日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、奥野 学君。

○奥野事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

9月2日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、9月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第61号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第66号、大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第68号、平成21年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第73号、平成21年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第74号、平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第82号、平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案は可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○竹内邦博副議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 實君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

9月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました10件の議案については、9月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第61号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第62号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第63号、平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第64号、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第68号、平成21年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第70号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第71号、平成21年度岬町老人保健特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第72号、平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑なく、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第75号、平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第76号、平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案は可決、認定すべきものと

決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○竹内邦博副議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、川端啓子君。

○川端総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

9月2日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案については、9月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第61号、平成22年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第65号、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第67号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第68号、平成21年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第69号、平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第77号、平成21年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から議案第80号、平成21年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件までの4件については、一括議題とし、質疑・討論なく、4件とも満場一致で認定されました。

議案第81号、平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案ともに可決、認定すべきも

のと決定しております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○竹内邦博副議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第61号「平成22年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 それでは、賛成討論。

中原 晶君。

○中原 晶議員 委員会の場でもご意見、要望等申し上げたところでありますが、本会議においても改めて申し上げておきたいと思えます。

本補正予算においては、乳幼児医療の対象を4歳未満から就学前まで拡大させるためのシステム改修の委託料が計上されているところであります。乳幼児医療費の対象年齢の引き上げにつきましては、住民的にも要望が強く、私もこれまで年齢の引き上げを求めてきた者の一員として町長の英断を高く評価するものであります。

また、中高生の居場所づくり事業についても、中高生世代の健全な育成のために町として取り組もうという前向きな姿勢を評価したいと考えるものであります。今後も引き続いて子どもたちの生育に責任を持つように積極的な姿勢を示すよう改めて求めて、賛成いたします。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第61号「平成22年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」について、
討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」
について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件」について、
討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の
件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の
件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 本補正に関しましても委員会で申し上げたところではありますが、改めて、この場で要望も含めて態度表明を申し上げておきたいと思います。

本補正予算につきましては、前年度の剰余金を処理するというものでありまして、剰余金の半分近くを基金に積み立てるということでありました。委員会では、サービス給付の伸びが計画よりも低かったということが答弁によって明らかになりましたが、その要因に生活上の困難があることは疑いの余地がありません。介護保険料を支払った上、さらにサービスに応じて利用料を支払うというシステムのために、サービスを抑制せざるを得ないという実態を見聞きしているところであります。今回積み立てる予定となっている剰余金も含めて、今後、保険料の引き下げなど利用者の願いにこたえる効果的な活用を求めて、賛成といたします。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第64号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号「大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、今後の先行きに対して非常に不透明な要素が多くありまして、水道という住民生活上にとって非常に重要なライフラインの今後の運営がどうなるのかという問題でありますので、賛否を決めるには非常に悩ましいというところでありますけれども、この場では懸念と要望を申し上げて賛同せざるを得ないという立場をとりたいと思います。

本件につきまして、これまでさまざまな場面で理事者からも説明をいただきましたが、6月に初めてこの件について説明をいただいたところでありまして、その後、資料の提供など一定の努力が図られて理解も多少は進んだところでありますが、6月に説明を受けてこの9月で議決をすると、さらに来年の4月からは運営を変えて企業団化することについては、非常に性急だということを感じるものであります。また、先ほど申し上げましたけれども、今後どうなるのかという先行きの不透明感を多々感じるものであります。

しかしながら、これまでの全員協議会等を通じて、理事者の側から企業団化するに当たって数年後には水道単価の値下げが可能であるという見通しや、また、現在1系統である水道が淡輪まででありますけれども、2系統になる見通しについても示されたところであります。この点については、岬町の住民にとって大きなメリットとなるというふうに考えるものであります。

水道の供給事業につきましては、安全な水を廉価で安定して供給することが何よりも重要な課題でありまして、水道単価の値下げについては、先ほど数年後に値下げが可能であるという見通しが示されたと申し上げたところでありますが、現在の府営水道の存続のもとでも可能なことでありまして、現に今年度から、水道の単価については府営水道においては値下げが実現されているものであります。そういったことを考えた場合に、今、企業団を設立しなければ水道料金が今後値下げできないという根拠にはなりません。なぜ今、水道を企業団化しなければならないのかという問題については、釈然としないものを私自身感じているところであります。

また、先ほど来申し上げているとおり、設立に至る経緯が非常に性急で、本来であるならば、議会や住民的な検討を十分踏まえた上で行うべきものが企業団化ありきで話が進められてきたという印象を強く抱いております、この点についても問題に感じるところであります。

なぜ今、水道の企業団化という疑問を残念ながら私自身はさまざまな説明を受けましたけれども、払拭することができずに現時点でもおまして、釈然としないものであります、今回に限っては、先ほど申し上げた水道料金の値下げなど、住民にとってのメリットがあるという点を考慮して、この場であえて反対するというものではありません。

しかしながら、同時に申し上げておきたいのは、今後どのように運営がなされるのかという点であります。このあたりにつきましては、この場で改めて今後の運営について要望しておきたいと思えます。

多岐にわたるのでありますけれども、本当に水道料金の値下げが実現できるのかという問題や、現在、水道事業に配属されている職員の処遇や労働条件がどのようになっていくのか、また、今問題となっている技術が受け継がれていないという問題を今後どのようにクリアしていくのか、さらに、今後見込まれる施設の老朽化に十分対応していけるのか、そして一番大きな問題として、大阪府がこれまで果たしてきた広域的な役割や責任は今後どのようにしていくのか、こういったことについて、今後も町として努力をしていただきたいということを申し上げるものであります。

今後の運営に当たっては、橋下知事を初め、各市町村長の政治的な思惑によって、重要なライフラインである水道事業が翻弄されるというようなことのないように、住民に対して安全で安心な水道の供給に責任を持ち、先ほど申し上げたような懸念が現実のものとならないように努力することを改めて求めて、この場におきましては賛成をするものであります。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第66号「大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議案第68号「平成21年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

反対討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 2009年度の決算においては、途中で町長選挙による町長の交代があったため、予算は前石田町長が調製をし、決算は現田代町長のもとで行われるという運びとなりました。その中で、新しく町長が就任することによって、政策の大きな転換が行われたところであります。多奈川保育所の復活や家庭ごみの有料化を無料化に戻すという住民要望の高かった問題に誠意を持ってこたえようとするものであると考えるもので、この点については現町長の決意が示され、この決算に反映されたものとするものであるとありまして、高く評価するものであります。

しかしながら、一方で橋下知事が行った維新プログラムによって補助金がカットされ、廃止や縮小を余儀なくされた事業があり、本来ならば、町単独の予算をもってしても継続すべきであった事業もあったという点については評価できないと考えるものであります。

何よりも重大だと考えるのは、選挙人名簿システム構築委託料についてであります。委員会の中でも申し上げたところでありますけれども、2009年度の予算審議でも反対の大きな理由として挙げ、この予算を執行すべきでないということを申し上げたところでありますが、決算において執行したことが示され、重大な問題であると受けとめているところであります。

この委託料については予算審議でも申し上げたところでありますが、憲法を変えるための準備

の具体化にほかならず、憲法を変える中心的なねらいは憲法9条にあるということは、これまでの国会審議などからも明瞭であります。憲法が反国民的な方向に変えられるようなことになれば、岬町の住民に与える影響ははかり知れないと考えるものであります。

また、国民投票法については18項目にも及ぶ附帯決議が挙げられており、法施行までに国民的な議論を加え、必要な法制上の措置を完了するように求められていたにもかかわらず、その実現を見ないままの施行となっており、この法律については欠陥だらけの法律だと言わざるを得ないものであります。

例を挙げますと、法律の上では投票年齢は18歳と規定されておりますけれども、附帯決議によりますと、投票の年齢については、公職選挙法や民法等の関連する法令について十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めることとされておりました。このことは誠実に行われたとは決して言えるものではありません。

また、ほかにも多岐にわたる問題が含まれており、最低投票率をどう規定するのかなど、まだまだ国民的な議論を必要とするものが残されているにもかかわらず、予算は執行され、着々と憲法改定の準備だけは整えるということについて、重大な問題であることを指摘せざるを得ません。これらの問題をクリアしないまま委託料を執行したこの態度について、重大なものと受けとめているものであり、本決算については認定できるものではないと判断したものであります。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第68号「平成21年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博副議長 起立多数です。よって、議案第68号は、原案のとおり認定されました。

議案第69号「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第69号「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

議案第70号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 国民健康保険につきましては、かねてから保険料の値下げを繰り返し求めているところでありすけれども、2009年度においても、委員会審議の中で保険料が値上げされたということが確認されたところでありす。委員会審議の中で収納率の問題をお聞きし、その後も担当課に収納率の低下による国からの補助金のペナルティーについてお聞きしたところでありすけれども、国民健康保険の財政は非常にどこの市町村にとっても苦しいものとなっております。その根本的な原因はどこにあるのかということにつきましては、国からの負担金の減額が大きな影を落としていると言わざるを得ないのが実態であります。担当課の聞き取りによって、2009年度においても、徴収率の低下によってペナルティーが国からもたらされて、岬町においても調整交付金が削減されたということが確認をされました。そのことによって、国民健康保険の運営をさらに圧迫されることとなり、保険料の値上げを加速するものとなったと言わざるを得ないと考ええるものであります。

国民健康保険の運営については、非常に運営が大変だと、財政面で大変だということは承知しておりますけれども、住民の立場から見ますと、少しでも値下げしてほしいというものでありますので、そういった住民の立場から反対せざるを得ないと考ええるものであります。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第70号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博副議長 起立多数です。よって、議案第70号は、原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成21年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号「平成21年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第71号は、原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度については、これまでも何回も、この制度そのものを廃止すべきだという立場から物申してきたわけですが、今回についても同じ立場であります。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳という年齢によって医療を差別され、また、2年ごとの保険料の見直しによって保険料が引き上げられるというもとに置かれ、こういった医療制度はすぐにでも廃止すべきという考えであります。

あわせて、今、国の動向として、現在75歳から対象とされているこの制度の対象年齢を65歳から引き下げ、被害を拡大するという方向性が示されていることも指摘しなければなりません。

ん。この制度の根幹そのものを廃止すべきという立場から、本件について認定するわけにはいかないという立場であります。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第72号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博副議長 起立多数です。よって、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成21年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号「平成21年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

議案第74号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第74号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第74号は、原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 原案に賛成の方の発言を許可します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、委員会でもご要望申し上げて賛成したところでありまして、けれども、この2009年度におきましては基金の大胆な投入が行われたところでありまして、かねてから要望していた保険料の負担の軽減を図る努力が大いになされたというふうにとらえているものであります。今後も介護保険料や利用料等さらなる値下げを求めて、賛成としたいと思います。

○竹内邦博副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで討論を終わります。

これより、議案第75号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第76号「平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第77号は、原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成21年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第78号「平成21年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第78号は、原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行い

ます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第80号は、原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第81号は、原案のとおり認定されました。
- 議案第82号「平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号「平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。
- 以上で、三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。
- 各委員の皆さん、本当にご苦労さんでございました。

-
- 竹内邦博副議長 お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。次の再開は11時20分といたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時20分 再開)

- 竹内邦博副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程3、議案第83号「工事請負契約中変更の件(多奈川小学校普通教室棟及び体育館耐震補強工事)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

- 中口総務部長 日程3、議案第83号、工事請負契約中変更の件(多奈川小学校普通教室棟及び

体育館耐震補強工事) についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中でございますが、工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成22年6月18日議決に係る多奈川小学校普通教室棟及び体育館耐震補強工事の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額といたしまして、変更前6,069万円、うち消費税及び地方消費税の額289万円を変更後6,250万4,400円、うち消費税及び地方消費税の額297万6,400円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪市中央区伏見町3丁目2番6号、株式会社鍛冶田工務店大阪本社、常務取締役大阪本社統括、堂園 強でございます。

変更の施工箇所につきましては、別紙資料番号1をご参照ください。

変更工事内容といたしましては、当初設計では体育館の耐震補強に伴う控え壁の増設に当たり、くい、PHCぐい口径400ミリ、くい長8メートルを施工するものでございますが、くい施工に伴い事前に実施いたしました試験打ちぐいにより支持地盤を確認したところ、当初予定しておりました深さより浅い位置に支持地盤に到達することが判明いたしました。つきましては、各ぐいの場所ごとに支持地盤の確認をする必要が生じたので、試験打ちぐいの本数をふやすものでございます。また、一部のくい施工に当たり、地中障害物等により、ぐいの位置がずれることになり、基礎形状等の変更もあわせて行うものでございます。

以上が主な変更内容でございます。別紙資料を添付したところでございます。

なお、変更に伴いまして、硬度面での再検討等、施工に相当数の日数が必要となりますので、工期につきましても、当初は議会の議決日でございますところの平成22年6月18日から平成22年10月8日までを予定しておりましたが、平成22年10月29日までに工期を延長するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私は、多奈川議員代表で、3年前に多奈川小学校が避難校であるということで耐震補強工事の一般質問をいたしました。その後、教育委員会と職員の努力により耐震工事が着

工いたしました。本当にご苦労さんでございました。

この工事の請負契約中の変更の件で、なぜ変更になったのかということですが、今の部長の説明でわかりましたので、この件については質問いたしません。ただ、工事の終了期間が10月の8日となっていたが工期のおくれで、10月の29日と今、報告がありました。この20日ほどおくれますが、現在、小学校は授業中でありますので、学校行事及び授業に差し支えないのか、その点1点答えていただきたい。よろしくお願いします。

○竹内邦博副議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 教育次長、古谷でございます。お答えいたします。

耐震補強工事に当たりましては、授業や学校行事に支障が生じないように、学校関係者も含めた工程会議を開催するなどしてまいりまして、その調整に努めてきたところでございます。

多奈川小学校の体育館につきましては、現在も施工中でございまして、工期も変更契約で延びるという予定になっておりますが、屋根の防水工事等は既に先週完了いたしまして、実は本日から、体育館内部の使用につきましては支障がないと、使用可能というような状況になってきております。今後予定されております例えば10月2日の運動会などを初めとする学校の諸行事の開催には、特に支障はないというふうに考えておるところでございます。

○竹内邦博副議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 説明でわかりました。

要望ですが、まだこれで全耐震が終わってないので、残りの耐震工事がまた続くと思っておりますので、児童の安全を確保しながら工事を進めていただきたいということで要望をしておきます。

○竹内邦博副議長 他に質疑ございませんか。

川端啓子君。

○川端啓子議員 学校施設の耐震補強は本当に非常に大事で、岬町も順番にされておりますけれども、今回のこの多奈川の補強工事でもって、岬町の学校施設、どれぐらいクリアされるのかという点をお聞きします。

○竹内邦博副議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

ちょっと詳しい資料を持っておりませんが、普通教室棟、特別教室棟、それから階段等、いろいろな学校の施設は種類がございまして、ちょっと記憶でたどってまいりますと、これでまだ40%を超えたぐらいやと、小さい施設も含めてですけれども、そういう耐震化率ということでございます。今後、耐震診断の済んでおらないところもたくさんございますので、来年度に向け

て診断も進め、また耐震工事も進めていきたいなど。また、国のほうでも、そういう耐震補強工事に対する補助のあり方とかを見直すというニュースも聞いておりますので、その辺も見定めて鋭意努力を重ねていきたいなどというふうに考えておるところでございます。

○竹内邦博副議長 よろしいでしょうか。

川端啓子君。

○川端啓子議員 やっぱ学校施設は子どもさんの安心・安全ということももちろんですけども、やはり緊急時の避難所になるということもあります。そやから、やはりこれは施策の中でも優先して行っていかなければいけないと思います。財政の厳しい面もあると思いますけれども、町長は特に安心・安全なまちづくりと言っておられます。だから、その点でもって町長は今後についてどのようにお考えを持っているか、お尋ねします。

○竹内邦博副議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

ただいま教育次長のほうから答弁のあったように、やはり今後来るであろう東南海地震、そういったものに備えて、順次、国の法改正もあろうかと思えます。それを見込んで私どもとしても計画を順次立てながら、できるだけ早い時期に完成したいと、そういう思いでございます。

以上です。

○竹内邦博副議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 よろしく申し上げます。

○竹内邦博副議長 他に質疑ございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今、質問がありました耐震化の件ですけども、以前から再三質問させていただきまして、予算がつかんことにはいろいろ問題もあります。大体概算でお聞きしていますのは、学校関係が平成30年ぐらいまでには何とか格好がつくのではないかと思うんですけども、それ以後、この岬庁舎を初め、そのほか公共施設についての耐震も必要だと思うんです。今、先のことは難しいですけども、大体のラインを町長、その辺の計画を長期になると思いますけれども、一応プランを設定していただきたいと要望しておきます。

○竹内邦博副議長 要望でよろしいでしょうか。

○鍛冶末雄議員 はい。

○竹内邦博副議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号「工事請負契約中変更の件（多奈川小学校普通教室棟及び体育館耐震補強工事）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博副議長 日程4、議案第84号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-6）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第84号、工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-6）」についてご説明いたします。

公共下水道汚水管理設工事24-6の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、9月3日に入札を執行いたしました。入札の方法といたしましては指名競争入札で、契約金額5,250万円、うち消費税及び地方消費税250万円でございます。契約の相手は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役、芳山龍二でございます。

この工事は、深日緑1地内において公共下水道汚水管理設工事24-6を行うもので、工期につきましては、議会の議決日から平成23年3月29日まででございます。

工事概要及び工事場所につきましては、別紙資料番号1及び裏面をご参照ください。

工種区分といたしましては、土木一式工事でございます。

次に、工事概要でございますが、工事延長が545.4メートル、土木一式、本管布設工として、口径200ミリが528.0メートル、マンホール設置工23カ所、汚水ます取り付け管工一式、舗装工一式、仮設工一式、水道管布設がえ工一式、その他一式でございます。

資料番号2をごらんください。入札結果（経過）調書でございまして、主な内容を説明させて

いただきます。

入札業者名は、調書のとおり13社でございます。予定価格は消費税及び地方税抜きの7,521万7,000円で、落札率といたしましては66.47%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、追加議案ということで委員会付託もありませんので、この場で質問させていただきますが、議案とあわせて、この前の議案についてですけれども、本議案についても前もって資料もいただきまして、そういった努力については審議をする立場からお礼を申し上げておきたいと思えます。

資料も含めて見せていただきまして質問させていただくんですけれども、今回、指名した業者が13社あったということでありまして、その中で2社については辞退されたということでありまして、その辞退された理由等をお聞きでありましたら確認しておきたいというのが1点目です。

それからもう1点は、この間、繰り返し起こっていることでもありますけれども、本件についても低入札ということになっておりますので、また、調査基準価格よりも下回る金額で入札されるということに至っておりますので、こういった事態が起こった場合には調査が行われるということをお聞きしておりますけれども、安全に施工されるかどうかなど、調査や聞き取りが行われたところかと思えます。その内容について確認をしておきたいと思えます。以上、2点です。

○竹内邦博副議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の2点の質問に答えたいと思えます。

まず、1点目の2社の辞退については、入札までに技術屋の配置ができないということで辞退届が出ております。

2点目の回答でございますが、当然、低入札に係ります岬町低入札価格調査部会がございます。その部会が9月9日に開催されまして、手持ち工事、資材機械の状況、資材購入先、労務者の確保計画等について、資料提出を初め、業者積算額に係る資料の提出を求め、内容聴取いたしました。内容聴取は9月7日に行っております。

また、積算内訳書についても、記入漏れや計算誤りがないことを確認し、積算単価の妥当性に

についても検討した結果、当該応札額による施工は可能であるという結論に至ったもので、応札額を落札額と決定いたしましたところでございます。

以上です。

○竹内邦博副議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第84号「工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-6）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博副議長 満場一致です。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博副議長 日程5、議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、豊国秀行君。

○豊国秀行議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、豊国秀行。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、川端啓子、奥野 学、鍛冶末雄、以上であります。

提案理由は、岬町行財政計画の推進を目的として、経費のさらなる削減を図るため、議員定数に所要の改正を行うものであります。

岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について説明いたします。裏面をご参照願います。

岬町議会議員定数条例（平成14年岬町条例第18号）の一部を次のように改正する。

「14人」を「12人」に改める。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

○反保多喜男議員 議長。

○竹内邦博副議長 反保多喜男君。

○反保多喜男議員 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件につきましては、議会運営委員会に付託することを望みます。

以上です。

○竹内邦博副議長 反保多喜男君の動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(「賛成」の声あり)

(挙手多数)

○竹内邦博副議長 ただいま反保多喜男君から議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」について、議会運営委員会に付託するとの動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立いたしております。

議会運営委員会に付託することの動議を議題として採決します。

この採決は起立により行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

○川端啓子議員 議長。

○竹内邦博副議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 済みません。動議について質問はできないんですか。

○竹内邦博副議長 委員会付託の動議ですので、議会運営委員会のほうで質疑をお願いいたします。

それでは、この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立をお願いします。

(起立多数)

○竹内邦博副議長 起立多数です。よって、議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」について、議会運営委員会に付託することの動議は、可決されました。よって、議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」は、議会運営委員会に付託します。

○竹内邦博副議長 お諮りします。

ただいま議会運営委員会に付託されました議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」については、岬町会議規則第46条第1項の規定により、本年12月定例会最終日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」については、本年12月定例会最終日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○竹内邦博副議長 以上をもって、今期定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時49分 閉会)

以上の記録が本町議会平成22年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年9月22日

岬町議会

副 議 長 竹 内 邦 博

議 員 奥 野 学

議 員 谷 本 貢